

国見町告示第 15 号

国見町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 9 日

国見町長 村 上 利 通

国見町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の一部を改正する告示

国見町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱（平成31年国見町告示第4号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中「

その他の機関等	福島県弁護士会福島支部
	国見町民生児童委員協議会
	国見町PTA連絡協議会
	伊達川西地区人権擁護委員協議会
	国見町立県北中学校
	国見町立国見小学校
	国見町立くにみ幼稚園
	国見町立藤田保育所

」を「

その他の機関等	福島県弁護士会福島支部
	国見町民生児童委員協議会
	伊達川西地区人権擁護委員協議会
	国見町立県北中学校
	国見町立国見小学校
	国見町立くにみ幼稚園
	国見町立藤田保育所

」に改める。

第9条第4項中「2か月に1回」を「年2回」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。